

2. 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	注 中山間地域等における小規模 事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 別に指定介護予防福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所在地に適用 される1単位の単価で除して得た単位数	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当 する額を事業所の所在地に適用され る1単位の単価で除して得た単位数を 加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト				
自動排泄処理装置				

注：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)